

ディスクロージャー誌

2021

令和2年度
〔令和2年4月1日から令和3年3月31日まで〕

J A 加古川南

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	4
4. 事業の概況（令和2年度）	5
5. 事業活動のトピックス（令和2年度）	7
6. 農業振興活動	9
7. 地域貢献情報	10
8. リスク管理の状況	13
9. 自己資本の状況	17
10. 主な事業の内容	18
 【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	29
2. 機構図	30
3. 組合員数	31
4. 組合員組織の状況	31
5. 地区一覧	31
6. 役員構成（役員一覧）	32
7. 職員数	32
8. 事務所の名称及び所在地	33
9. 特定信用事業代理業者の状況	33
 【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	34
2. 損益計算書	36
3. 注記表	38
4. 剰余金処分計算書	54
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	55
6. キャッシュ・フロー計算書	56
7. 部門別損益計算書	58
8. 会計監査人の監査	58
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	59
2. 利益総括表	60
3. 資金運用収支の内訳	61
4. 受取・支払利息の増減額	61

III 事業の概況

1. 信用事業	6 2
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済事業	7 3
(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 購買事業	7 5
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
4. 販売事業	7 6
(1) 受託販売品取扱実績	
(2) 買取販売品取扱実績	
5. 保管事業	7 6
6. 利用事業	7 7
7. 宅地等供給事業	7 7

8. 指導事業	77
IV 経営諸指標	
1. 利益率	78
2. 貯貸率・貯証率	78
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	79
2. 自己資本の充実度に関する事項	81
3. 信用リスクに関する事項	84
4. 信用リスク削減手法に関する事項	87
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	89
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	89
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	89
8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	90
9. 金利リスクに関する事項	91
法定開示項目掲載ページ一覧	93

※ 本誌内の記載金額は、標記単位（千円もしくは百万円）未満を切り捨てし、金額標記単位（千円もしくは百万円）未満の科目については「0」、金額の全くないものは「－」で表示しています。

ごあいさつ

平素は当ＪＡの運営につき、格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和２年度の日本経済は、年初から世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産活動や経済活動の自粛により、先行き不透明な状況となりました。当ＪＡにおいても活動自粛を余儀なくされ、様々な事業活動を中止せざるを得ませんでした。

このような環境の中、令和２年度は３ヵ年計画の中間年度にあたり「持続可能な地域農業の構築」「地域社会の『共感』を得るＪＡ活動の展開」「環境変化に適応した経営基盤の確立」を基本方針として、取り組みました。

「持続可能な地域農業の構築」につきましては、地元産「ひのひかり」の全量買上・全量販売に継続して取り組み、ファーマーズマーケット出荷者への種子・苗助成を行うなど生産意欲の向上をはかるとともに、各種研修会による安全・安心な農作物づくりの支援につとめてまいりました。

また、高齢化等による農作業が困難な農家への支援や農業機械の更新等による農家の費用負担を軽減するため農作業支援事業に取り組み、アグリサポートとして農作業の仲介を実施し、レンタル農機では乾燥施設や各種農機具のご利用をいただき、組合員の支援をすることができました。

「地域社会の『共感』を得るＪＡ活動の展開」につきましては、総合事業の機能発揮に重点を置き、地域に密着し、組合員の生活向上に資するため、各種金融サービスの充実をはかり、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提案を行い、組合員が安心して暮らせる地域社会づくりに貢献しました。また、ＪＡらしさを活かしたふれあい活動を通じて、組合員のみなさまや地域との絆を深めました。

「環境変化に適応した経営基盤の確立」につきましては、日銀のマイナス金利政策の長期化によりＪＡグループ全体で減収が見込まれる中、役職員一丸となった活動と経費削減につとめた結果、当期剰余金２億７千万円を計上することができました。これもひとえに、皆様方のご支援、ご協力の賜物と重ねて感謝申し上げます。

令和３年度は３ヵ年計画の最終年度となりますが、継続した自己改革の実践と事業の効率化により、基本目標の達成に向けて取り組んでまいります

本年も依然として新型コロナウイルス感染症の影響や金融情勢の変化などにより、ますます厳しい経営環境が継続されると思われますが、役職員一丸となり、常に組合員のみなさまの目線に立った各事業展開に取り組んでまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

加古川市南農業協同組合
代表理事組合長 岩坂 嘉邦

1. 経営理念

- J A加古川南は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえない自然を次世代に引き継ぎます。
- J A加古川南は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- J A加古川南は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

《基本理念》

J A加古川南は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ J A加古川南は、人を大切にします。
- ◇ J A加古川南は、自然を大切にします。
- ◇ J A加古川南は、社会の発展に貢献します。
- ◇ J A加古川南は、豊かなくらしの実現に貢献します。

《基本姿勢》

J A加古川南は、以下の基本姿勢をめざします。

- ◇みなさまから信頼される J A
- ◇地域から必要とされる J A
- ◇社会に誇れる J A

2. 経営方針

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響を受け、生産活動や経済活動の自粛により需要が落ち込んだ結果、先行き不透明な状況となりました。

金融面では、日銀のマイナス金利政策が長期化するなか、利ざや縮小が継続し金融機関の収益環境は厳しい状況となっております。

管内においては、組合員の高齢化や後継者問題により農業を支える基幹的農業従事者は年々減少し、また農機具等更新による費用負担、遊休農地問題など地域農業の持続に厳しい環境が続いています。

このような情勢のなか、当 J Aにおいては、都市近郊型農業を維持するための取り組みと総合事業の機能を発揮することが重要となっております。

そこで、当 J Aでは、3ヵ年計画の最終年度にあたり基本方針とする「持続可能な地域農業の構築」・「地域社会の『共感』を得る J A活動の展開」・「環境変化に適応した経営基盤の確立」を軸としながら総合事業を展開し、地域の生活インフラとしての役割を果たすため、更なる地域農業の振興と地域社会への貢献に取り組み、継続した自己改革の実践と事業の効率化による部門別損益改善に取り組みます。

また、組合員・地域のみなさまに必要とされる J Aをめざし、准組合員を地域農業や地域社会の発展を共に支えるパートナーと位置づけ、引き続き積極的に事業利用、協同活動への参加をすすめていきます。

1. 営農経済事業

- ・地区担当による訪問活動を強化し、営農相談に取り組みます。
- ・地元産「ひのひかり」を全量買上・全量販売することにより、農業者の所得向上と販売力強化につとめます。
- ・ファーマーズ出荷者に種子・苗助成を継続し、出荷生産者の新規募集を積極的に行い、出荷作物の品揃えや数量を確保し、魅力ある店舗づくりにつとめます。
- ・ファーマーズ平岡の再開に取り組み、生産者の販路拡大につとめます。
- ・生産資材の共同購入をすすめ、低価格で良質の生産資材や組合員ニーズにあった商品を提供します。
- ・組合員の健康と生活環境の向上に役立つ生活物資の供給につとめます。

2. 信用事業

- ・渉外担当者および窓口担当者を中心とした相談業務に取り組みます。
- ・貸出金増加に向けて体制を強化し、各種キャンペーンを展開します。
- ・利用者の貸出金相談にこたえるため、ローンセンターの開設に取り組みます
- ・「年金友の会」会員に対する金利優遇措置を継続し、会員の生活を支援します。
- ・J A ネットバンク・J A バンクアプリの普及をはかり、利便性向上につとめます。
- ・コンプライアンスを徹底し堅確性向上により利用者保護につとめます。

3. 共済事業

- ・渉外担当者および窓口担当者を中心とした相談活動につとめ、加入内容の確認および「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提案に取り組みます。
- ・新たな医療共済（メディフル）の普及を軸とした生存保障の拡充につとめます。
- ・組合員の財産を守るため、火災・自然災害・地震等に備える建物更生共済の普及につとめます。
- ・J A 共済webマイページ・J A 共済アプリの普及をはかり利便性向上につとめます。
- ・コンプライアンスを徹底し適正な商品案内と契約締結を行うとともに、迅速な支払につとめます。

4. 宅地等供給事業

- ・相続対策等のセミナーを開催し、組合員への情報提供につとめます。
- ・組合員の意向を踏まえた資産活用を提案します。
- ・組合員に信頼される不動産の管理・仲介につとめます。

5. 指導事業

- ・組合員への営農相談活動により農作物の品質向上につとめます。
- ・ブランド米「ひのひかり」の栽培条件の見直しを行うことにより、生産量の拡大と品質の向上につとめ農業者の所得向上をはかります。
- ・良質米栽培支援のため、定期的な水稻栽培ごよみ講習会の開催や病虫害発生予察調査を行います。
- ・出荷者の年間栽培計画の作成を支援し、端境期対策につとめます。
- ・アグリスクールを継続して開講し、ファーマーズ新規出荷者や地域農業の担い手の育成を支援します。

- ・安全・安心な農作物を消費者に提供するため、定期的な残留農薬検査の実施と「施肥・農薬使用報告書」の確認・精査を行います。
- ・アグリサポート（農作業受委託支援）を通じて、地域農業の継続につとめます。
- ・レンタル農機を拡充し利用促進をはかり、組合員の農業機械の更新等にかかる費用負担の軽減につとめ、農業者を支援します。
- ・地域のみなさまにＪＡと農業への理解を深めていただくため、遊休農地を利用した収穫体験や児童を対象とした食農教育活動に取り組みます。
- ・女性会による健康・生活文化活動を支援します。
- ・情報誌「すくえあ」により、組合員に役立つ情報提供につとめます。

6. 経営管理

- ・持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、経済事業の効率化をはかり、部門別損益改善に取り組みます。
- ・「ふれあい活動」の展開により、地域に密着した支所運営につとめます。
- ・准組合員との意見交換をすすめ、地域農業と協同活動への理解促進をはかります。
- ・協同組合理念に根ざした人材の育成と働きがいのある職場づくりに取り組みます。
- ・監査を通じてリスク管理態勢の強化をはかり、ＪＡ経営の健全性・信頼性の確保に取り組みます。
- ・老朽化した施設の建替えや整備を引き続きすすめます。

3. 経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事並びに理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行う監事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、規定に沿った公正な手続きにより選任されております。理事会には適正な運営に資するための委員会（管理・金融共済・経済）を置き、理事会に付する議案の事前調査、審議を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和2年度）

日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により社会経済活動の抑制を余儀なくされ、甚大な影響を受けています。このような中、マイナス金利政策等を背景に信用・共済事業をはじめJAの事業環境がますます厳しくなることが見込まれ、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

一方、わがJA管内の農業情勢は、組合員の高齢化や後継者問題により農業を支える基幹的農業従事者は年々減少し、また農機具等更新による費用負担、遊休農地問題など地域農業の持続に厳しい環境が続いています。

このような情勢のなか、JAは堅実で健全な経営を基本理念として、次のことに取り組みました。その結果、当期剰余金は2億7千万円を計上することができました。

1. 営農経済事業

購買品供給高は、耐久消費材をはじめとした生活物資供給高の減少、ならびに農地のかい廃による生産資材供給高への影響により1億6千5百万円余となりました。受託販売品販売高は、種子・苗助成や新規出荷者募集に継続して取り組み、ファーマーズならではの旬の野菜の販売や、イベントの開催により3千8百万円余となりました。買取販売品販売高は、地元産「ひのひかり」の全量買上・全量販売に取り組んだ結果、4千7百万円余となりました。

2. 信用事業

貯金は、各種キャンペーンと年金友の会会員に対する優遇措置の継続した実施や、渉外担当者による訪問活動ならびに窓口での相談活動により、2,230億円余の残高となりました。貸出金は、休日ローン相談会を開催するとともにインターネットでの申込受付を行うなど、利用者ニーズに対応した住宅関連資金等各種ローンの提供につとめました。106億円余の残高となりました。預金・有価証券では、預金2,031億円余、有価証券100億円余となりました。

3. 共済事業

組合員のニーズに沿った「ひと・いえ・くるま」の総合保障提案を行うため、渉外担当者を中心に3Q活動を展開した結果、長期共済保有高は1,811億円余となりました。年金共済の保有高は50億円余、短期共済の受入掛金は自動車共済を中心に1億9千万円余となりました。

4. 宅地等供給事業

相続対策セミナーを開催し、組合員の皆様へ最新の情報提供を行いました。また、組合員の信頼にこたえる賃貸物件の管理・仲介および不動産売買契約の仲介につとめました。

5. 指導事業

ファーマーズへの出荷者を対象に栽培履歴記帳を徹底するとともに、定期的に残留農薬検査を実施しました。ファーマーズ出荷者への農薬安全使用講習会の開催や資料の配付等により、安全な農薬使用方法について、意識向上に取り組みしました。野菜づくりに興味のある方、将来ファーマーズに出荷を考えている方を対象にアグリスクールを開講し、肥料・農薬の正しい使い方等について座学と圃場での実習を

行いました。アグリサポート（農作業受委託支援）により農作業の仲介を実施しました。レンタル農機の利用促進をはかり、組合員の農業機械の更新等による費用負担の軽減につとめました。レンタル農機として新たに「肥料散布機」「整地キャリア」を導入しました。期限切れ農薬・不要農薬の回収を継続して実施しました。情報誌「すくえあ」を継続して発行しました。

6. 保管事業

令和2年産米の取扱い数量は4,948袋（30kg）の集荷となり、低温倉庫を活用し地元産ヒノヒカリの品質保持につとめました。

7. 利用事業

組合員ご家族の幼児保育のため、94名の園児の情操教育につとめました。

8. 経営管理

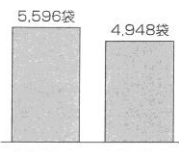
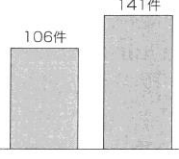
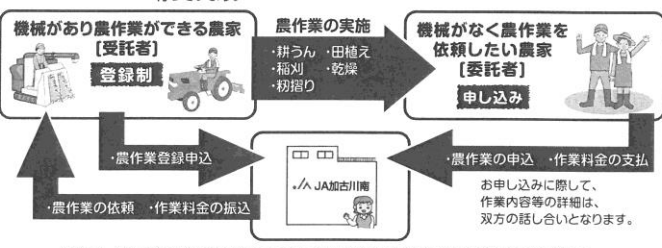
「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備し、これらの仕組みを有効に機能させるため、その運用状況を検証し、より健全性の高い業務運営につとめました。

5. 事業活動のトピックス（令和2年度）

JA加古川南は、「新時代をひらく協同・持続可能な地域農業と地域社会のために」を踏まえ、『持続可能な地域農業の構築』・『地域社会の「共感」を得るJA活動の展開』・『環境変化に適応した経営基盤の確立』を基本方針とした3カ年計画に取り組んでいます。

令和2年度の主な取り組み状況を紹介します。

1. 持続可能な地域農業の構築

項 目	取り組み状況
地元産「ひのひかり」の 全量買上・全量販売	販売数量  令和元年度 令和2年度  〈米検査〉  〈米検査〉
農業機械の更新等による 農家負担の軽減のため、 レンタル農機 農業関連施設の利用促進	レンタル件数  令和元年度 令和2年度  〈レンタル農機〉  〈レンタル農機〉
地域農業を維持するための 農地保全	仲介件数 23件/4.4ha アグリサポート（農作業受委託支援） JA加古川南では、管内の農家を支援するため、「機械がない」「農作業ができない」という農家の方に、JAが仲介役となり農作業ができる農家の方を紹介するサービスを行っています。  ※受託者・委託者様双方のご希望条件によっては、お引き受け出来ない場合がありますのでご了承ください。
各種研修会の実施 後継者の営農支援	●アグリスクールを年7回開講 （座学4回、圃場実習3回） 座学では、土づくりから肥料・農薬の基礎知識を学び、圃場実習では、秋冬野菜の植付けから、中間管理・収穫までを行いました。  〈アグリスクール〉

項 目	取り組み状況
安全・安心な農作物づくりの支援	● 農薬安全使用講習会(上期29名) 農薬取締法、食品衛生法、毒物・劇物取締法 農薬の種類(殺虫剤、殺菌剤、除草剤) 農薬の調整方法(混用)、農薬ラベルの読み方等  〈農薬安全使用講習会〉 ※コロナ禍により、上期は少人数で講習会を開催し、下期は講習会の実施を中止しましたが、代替として資料等による農薬安全使用の確認を行うことにより、96名の生産者の安全に対する意識向上に取り組みました。

2.地域社会の「共感」を得るJA活動の展開

項 目	取り組み状況
地域ふれあい活動 ・ 食農教育 ・ 地域貢献活動 JAらしさを活かしたふれあい活動を通じて、組合員の皆さまや地域との絆を深めています。	【北野支所】 ・ 野口北小学校黒大豆作り体験 ・ 水足町内ため池クリーン作戦参加 【平岡支所】 ・ 寺田池クリーン作戦&さつまいも植付け体験 【土山支所】 ・ 平岡東幼稚園さつまいも作り体験 ・ 新川池、川池の清掃活動参加 【尾上支所】 ・ 尾上小学校さつまいも作り、野菜栽培体験苗助成 ・ しおかぜ遊イング食材等助成 ・ 尾上小学校さつまいも収穫体験 【営農経済部】 ・ 野口南幼稚園さつまいも作り体験  〈野口北小学校黒大豆作り体験〉  〈寺田池クリーン作戦&さつまいも植付け体験〉 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小し感染防止策を講じて取り組みました。直接活動に参加ができないものについては、苗助成や作付資料を配付するなど間接的な活動となりました。

3.環境変化に適応した経営基盤の確立

項 目	取り組み状況
・ 総合事業体としての機能強化 ・ 人材育成と職場づくり ・ 内部統制の強化	・ 総合事業を展開し、地域の生活インフラとしての役割を果たすため、更なる地域農業の振興と地域社会への貢献に取り組んでいます。 ・ ふれあい活動や研修会を通じて、協同組合理念に根ざした職員の育成につとめました。また、働き方改革を実践し働きがいのある職場づくりに取り組んでいます。 ・ 「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備・検証し、より健全性の高い業務に取り組んでいます。

＜ご案内＞

イベント、商品紹介、事業等については、当JAの広報誌「すくえあ」やホームページでもご案内しております。ホームページアドレス：<https://www.jakakogawaminami.com>

6. 農業振興活動

J A加古川南は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような活動に取り組んでいます。

① 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動に取り組み、安全・安心な農産物の提供につとめています。

また、生産者を対象に「農薬使用安全講習会」を定期的に行ない、農薬取締法やポジティブリスト制度への対応の研修を行っています。

② 県産県消の取り組み

管内2カ所にファーマーズマーケット（農産物直売所）を設置し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。また、J A間連携により農産物直売所の品揃えを充実し、県産農産物の販売に取り組めます。

③ 食育の取り組み

当J Aが経営する、くみあい保育園の給食を地元産米による米飯給食で実施しています。また、園児たちに食と農の大切さを伝えるために、ミニトマトやさつまいも栽培などの農作業体験を行っています。

7. 地域貢献情報

J A加古川南は、組合員や地域住民との結びつきを深めるとともに、我が国経済・金融システムの一員として社会的責任を果たすため、地域社会の発展に貢献する様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

○ファーマーズマーケット

ファーマーズマーケット各店において、地元の安全・安心で新鮮な野菜を提供しています。

○年金友の会活動

年金友の会会員に対し貯金金利の上乗せを行っています。また、サークル活動などを通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりを支援しています。

○各相談業務

相続税対策や所得税申告書、不動産相談などについて、税理士・弁護士と連携した相談活動を実施しています。

○健康診断

共済友の会会員を対象に健康診断を年1回実施しています。

○認知症サポーターの養成とAEDの設置

安心して来店できる環境づくりのため、認知症サポーターを養成するとともに、本・支所等にAEDを設置しています。

○各種行事への協賛、参加

加古川市農林漁業祭への参加や、消防団活動をはじめとして、地域に密着したJ Aを目指し、自治体などの主催する行事や活動への協賛、参加に努めています。

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

① 貯金残高（令和3年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	48,738
定 期 性	174,312
小 計	223,050
譲 渡 性	—
合 計	223,050

(2) 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高（令和3年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農 業 近 代 化 資 金	—
そ の 他 制 度 資 金	—
農 業 関 連 融 資	10
事 業 関 連 融 資	4,315
住 宅 関 連 融 資	5,646
生 活 関 連 融 資	589
そ の 他	126
合 計	10,689

3. 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会やセミナー等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農経済センターに営農指導員を配置するとともに、県の改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

(3) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

新規就農者、定年帰農者など多様な担い手の方を対象にアグリスクールを継続開催しています。

(4) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支所運営、ファーマーズマーケットの運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、次代を担う地域の園児・学童と保護者に対して、農業への理解を促進するため、農業体験と収穫した農作物を使用した料理教室（ちゃぐりんフェスタ）等による食農教育活動に取り組んでいます。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、ALM委員会を定期的を開催して、日常的な情

報交換及び意思決定を行っています。行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるようつとめています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各支所にコンプライアンス担当者を設置しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口：金融業務課（電話：079-421-3738 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の

地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合わせください。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。

また、内部監査は、J A の本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和３年３月末における自己資本比率は、１２．２６％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	加古川市南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	８，４１８百万円（前年度８，２５１百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税・市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様に必要な資金をご融資しています。

また、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付なども取り扱っています。

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗へのお振込や手形・小切手の取立業務を行っています。

◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスにつとめています。

[共済事業]

組合員をはじめ地域の皆様の生涯にわたる生活設計の確立をめざし、「ひと・いえ・くるまの総合保障の提供」を合言葉に長期・年金・自動車・自賠責等幅広く優れた保障の提供を行っています。

[購買事業]

地域との共生のなか、生産者に安心な肥料、農薬、農機具等の供給と、貸農園利用者に家庭菜園に適した環境にやさしい資材の供給を行っています。

また、地元産ヒノヒカリの増産につとめ、消費者によりこんでいただける「安全で安心なおいしいお米」作りに取り組んでいます。

その他快適な暮らしに役立つ商品の提供やリフォーム・白アリ防除等の事業にも取り組んでいます。

〔販売事業〕

消費者のニーズにあわせて、安全でおいしい地元産ヒノヒカリの供給を推めています。

また、地産地消の輪を拡げるため、ファーマーズマーケットを開設し、新鮮な野菜の提供につとめています。

〔指導事業〕

地域に適した営農指導を展開するとともに、安全・安心な農作物を提供するため、ファーマーズマーケットへの出荷野菜や出荷米の栽培履歴記帳運動を実践し、農薬等の適正使用に取り組んでいます。

また、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指して、JA助けあい組織の利用会員の募集を行っています。

〔利用事業〕

組合員をはじめ地域の皆様の幼児保育のため「くみあい保育園」を経営しています。

貯金のご案内

あなたのライフスタイルにあわせて選べます

貯 金 名	特 徴	預入期間	お預入れ額	対 象
総合口座	一冊の通帳に「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」という4つの機能がパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預入れ金額の90%以内で最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人のみ
普通貯金	いつでも出し入れ自由。給与・年金の受取、公共料金の自動支払など、おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1 円以上	法人および個人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用下さい。	期間の定めはありません。	1 円以上	法人および個人
決済用貯金	いつでも出し入れ自由で、決済口座貯金としてご利用ください。ただしお利息は付きません。貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1 円以上	法人および個人
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、一時的な余裕金の運用に最適です。（給与・年金・配当金等の自動受け取り、公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。）	期間の定めはありません。	1 円以上	個人のみ
スーパー定期	手ごろな資金の運用に最適な定期貯金です。預入時の利率は満期まで変わりません。期間設定が豊富でニーズにお応えします。	1ヵ月以上 10 年以内	1 円以上	法人および個人（複利型：個人のみ）
大口定期貯金	1,000万円以上のまとまった余裕金の運用に最適な定期貯金です。	1ヵ月以上 10 年以内	1,000 万円以上	法人および個人
変動金利定期貯金	6ヵ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1 年 2 年 3 年	1 円以上	法人および個人（複利型：個人のみ）

貯 金 名		特 徴	預入期間	お預入れ額	対 象
期日指定定期貯金		利息計算は1年複利、お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引出しになれます。一部お引き出し（1万円以上）も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満	個人のみ
財形貯金	一般財形貯金	お使いみちは自由で、課税対象となります。	3年以上	1円以上 1円単位	個人のみ
	財形年金貯金	年金のお受取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上		
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上		
積立式定期貯金	エンドレス型	お積み立て目的やご利用日が特にない方におすすめで、不意に資金が必要な時にお使いいただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	法人および個人
	満期型	ご指定いただいた満期日に一括してお受け取りいただく積立定期貯金です。	積立期間7ヵ月以上10年以内 据置期間1ヵ月以上3年以内		法人および個人
	年金型	年金のお受取りを目的とした積立定期貯金です。老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。	1年5ヵ月以上（据置期間2ヵ月以上10年以内、受取期間3ヵ月以上20年以内）		個人のみ
定 期 積 金		ライフサイクルにあわせ、コツコツつみたてていくのに最適です。目的にあわせて、掛け金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上	法人および個人

融資（ローン）のご案内

あなたの夢のおてつだい

ローン名	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間等	担保・保証
住宅資金	住宅の新築・購入（宅地を含む）・増改築・補改修・宅地内の植樹、造園資金および金融機関等の借換に必要な資金	50 万円以上 5,000 万円以内	変動金利型 固定金利型 長期固定金利型 特約固定金利型 1 年以上 35 年以内	融資対象物件の担保徴求。場合により保証人徴求。
住宅 ローン	住宅の新築・購入（宅地を含む）・増改築および金融機関等の借換に必要な資金	10 万円以上 1 億円以内	変動金利型 固定金利型 特約固定金利型 3 年以上 40 年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
賃貸住宅・ 賃貸店舗資金	賃貸住宅・店舗の新築、増改築・補改修等および借換に必要な資金	8 億円以内	変動金利型 固定金利型 特約固定金利型 1 年以上 35 年以内	融資対象物件の担保徴求。場合により保証人徴求。
マイカー ローン	自動車・バイクの購入、点検修理、車検費用、カー用品の購入および他金融機関等の借換に必要な資金	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	変動金利型 固定金利型 6 ヶ月以上 10 年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
教育 ローン	入学金や授業料など就学および他金融機関等の借換に必要な資金	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	変動金利型 固定金利型 6 ヶ月以上 15 年以内 (但し、在学期間 + 9 年)	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
多目的 ローン	生活に必要なすべての資金	1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)	変動金利型 固定金利型 6 ヶ月以上 10 年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
カード ローン	生活に必要なすべての資金	10 万円～ 500 万円以内 (10 万円単位)	変動金利型 1 年 (1 年または 2 年ごとに審査により更新継続されます。)	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)

ローン名	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間等	担保・保証
相続税資金	相続税納付に必要な資金	必要資金額	変動金利型 20年以内	不動産担保徴求。 場合より保証人徴求。
アグリマイティ ー資金	農業生産・農産物の加工・流通・販売に関するための資金。地域活性化・振興を支援するための資金。発電・蓄電設備取得資金。	個人 5,000万円以内 法人・団体 1億円以内	変動金利型 固定金利型 17年以内	農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。場合により担保・保証人徴求。

※保証機関により借入限度額や借入期間等が異なる場合がございます。

その他業務のご案内

為替サービス	全国の金融機関店舗、コンビニATMと為替網で結び、当JAの窓口から振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替の取り扱いを行っています。	投資信託	少額から投資可能で、運用の専門家が投資・運用を行い、得た成果を分配する金融商品です。
給与振込	給与日の当日朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。	国債	新窓販国債、個人向け国債の窓口販売の取り扱いを行っています。
年金自動受取	年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。	JAアンサーサービス	ご自宅やオフィスから振込や振替、残高照会等がご利用いただけるサービスです。
自動支払	公共料金や税金、クレジット代金などを自動で行うサービスです。	ネットバンク	インターネットができるパソコン・スマートフォンから、平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替等の各種サービスがご利用できます。
JAカード	国内外でご利用でき、キャッシュレスでショッピングや食事が楽しめるクレジットカードです。	メールオーダーシステム	インターネットができるパソコン・携帯電話から満18歳以上の個人のお客様を対象に口座開設の受付、口座をお持ちの方の住所変更の受付等ができるサービスです。

共済事業

JA共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。
さらに、組合員・利用者の皆様に、よりご満足いただけるよう、渉外担当者を中心に専門性の高い保障提供活動に努めていきます。
JA共済では、これからも皆様の暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆さまを一生涯サポートします。

JA共済に課せられた使命は、組合員・利用者の皆様が不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。死亡、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障、火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障、そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障、この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆様の毎日の暮らしをバックアップしていきます。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

	こんな方に オススメです	共済の種類	社会人スタート 結婚 お子さまの誕生 住宅購入 お子さまの進学 お子さまの結婚・独立 セカンドライフ					
			20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	
ひと	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の 万一保障	終身共済					
	貯蓄しながら、万一のときにも備えたい方	万一保障 と貯蓄	養老生命共済					
	お手軽な共済掛金で万一のときに備えたい方	共済期間が選べる 万一保障	定期生命共済					
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済					
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 万一保障	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)					
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型医療共済					
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	充実の 医療保障	医療共済 メディフル					
	がん到手厚く備えたい方	充実の がんの保障	がん共済					
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の 保障	生活障害共済 働くわたしのささエール					
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の 保障	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール					
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の 介護保障	介護共済					
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 介護保障	一時払介護共済					
いえ	老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障	予定利率変動型年金共済 ライフロード					
	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・ お孫さまの保障	こども共済					
くるま	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や家財の 保障	建物更生共済 むてきプラス・My家財プラス					
	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障	自動車共済 クルマスター					

*他にも「一時払終身共済(平 28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

ひとの保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障等で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

終身共済

一生涯にわたって備えられる万一保障

- Point 1 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
- Point 2 万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。
- Point 3 一時金に加え、残されたご家族の収入保障として年金をお受取りいただけます。
*家族収入保障特約を付加した場合。

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障

- Point 1 満期時には、まとまった満期共済金をお受取りいただけます。
- Point 2 万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。
- Point 3 定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。

定期生命共済

お手頃な共済掛金で
万一保障をしっかり準備

- Point 1 ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
- Point 2 お手頃な共済掛金でご加入いただけます。

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい万一保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 3 80歳までご加入いただけます。

生存給付特則付 一時払終身共済 (平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス！
加入のしやすさも魅力です

- Point 1 生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。
- Point 2 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい医療保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。
- Point 3 持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- Point 4 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
*先進医療保障ありを選択した場合。

メディフル

日帰り入院からまとまった一時金が
受け取れる充実の医療保障

- Point 1 日帰り入院※1からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
新型コロナウイルス感染症によって入院した場合も支払い対象となります。
- Point 2 一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
*先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（一定の施設基準があります）。
- Point 3 健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。
*健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。

※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

がん共済

「生きる」を応援する充実のがん保障

- Point 1 上皮内がんを含む様々な「がん」、「脳腫瘍」の治療を一生涯保障します。
*共済期間を終身とした場合。
*がんに関する責任（保障）の開始は、ご契約日からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者が所定の悪性新生物または脳腫瘍と診断確定された場合には、共済金はお支払いいたしません。
*共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障いたします。
- Point 2 「がん」診断時や再発時、長期治療のとき、まとまった共済金を受け取れます。
- Point 3 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
*先進医療保障ありを選択した場合。

働くわたしのささエール

病気やケガにより身体に障害が残ったとき
収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障

- Point 1 身体の障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。
- Point 2 公的な制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 ニーズに合わせてプランを選べます。

身近なリスクにそなエール

「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に
備えられる幅広い保障

- Point 1 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
- Point 2 4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。
- Point 3 継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。*
*「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。

一時払介護共済

まとまった資金で
一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 死亡給付金は相続対策にご活用いただけます。
*2021年1月末現在の法令等に基づきます。

ライフロード[®]

自分で準備する将来の年金保障

- Point 1 年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。^{*1}
- Point 2 「個人年金保険料控除」が受けられます。^{*2}
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 4 加入年齢・年金支払開始年齢・払込終了年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。

^{*1} 予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。

^{*2} 2021年1月末現在の法令等に基づきます。なお、所定の条件を満たし、税制適格特約を付加している場合に限りです。

こども共済

お子さま・お孫さまの
教育資金の備えと万一保障

- Point 1 必要な保障を確保しながら、教育資金を計画的に準備できます。
- Point 2 ご契約者（親族）がもしものとき^{*1}、その後の共済掛金はいただきません。^{*2}
- Point 3 「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。
- Point 4 お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。^{*3}

^{*1} 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になったときをいいます。

^{*2} 共済掛金払込免除不担保特約を付加する場合を除きます。

^{*3} ご契約者の年齢や健康状態に関わらず契約いただけるプランもございます。

いえの保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りしま

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害によるケガ等に備える

くるまの保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える



火災はもちろん、自然災害や地震にも
備えられる建物や家財の保障

- Point 1 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
- Point 2 火災や自然災害によるケガにも備えられます。
- Point 3 保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

自動車共済 クルマスター

お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える

- Point 1 **安心の充実保障！**
「クルマスター」は、3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- Point 2 **頼れる各種サービス！**
24時間・365日の事故受付、レッカー・ロードサービスはもちろん、「夜間休日現場急行サービス」など、充実のサービスで安心です。
- Point 3 **お得な掛金割引！**
ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。

【21282020228】

※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

(2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和 2 年 3 月末における残高は 1,659 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 2 年 3 月末現在で 4,417 億円となっています。

◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

【JAの概要】

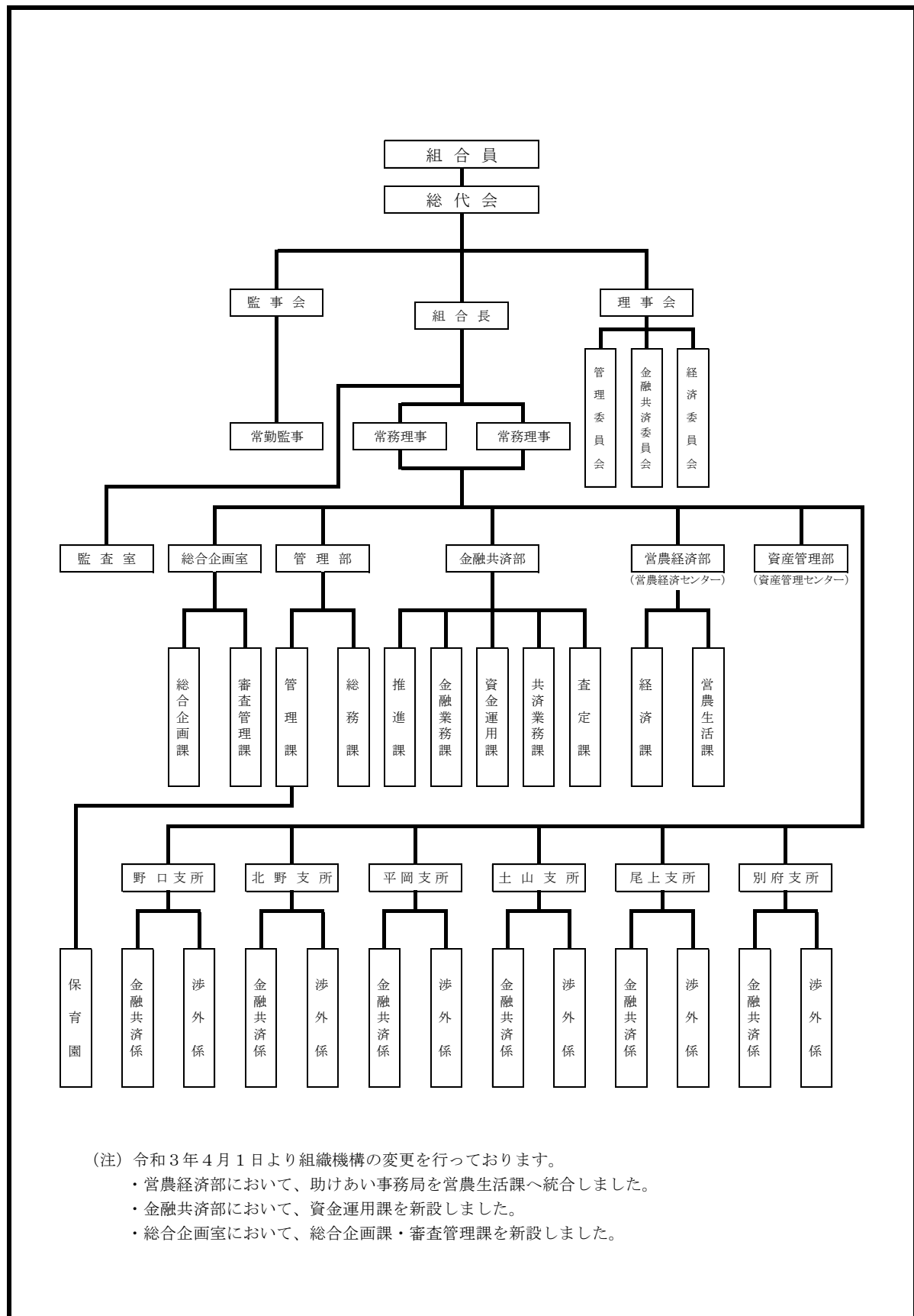
1. 沿革・あゆみ

（加古川市南農業協同組合は、平成元年10月2日に、野口町・平岡町・尾上・別府町農協が合併して発足しました。

平成 元年 10月	加古川市南農業協同組合 発足
平成 4年 4月	愛称を農協からJAへ改称
平成 6年 4月	監査企画室設置
平成 8年 8月	資産管理部設置
平成 9年 8月	金融共済部2課制から4課制へ
平成10年 4月	金融共済部1部制から金融部、共済部2部制へ
平成11年 4月	助けあい事務局設置
平成12年 4月	電算室設置
平成13年12月	「ファーマーズ平岡」オープン
平成14年10月	「ファーマーズ尾上」オープン
11月	「ファーマーズ野口」オープン
平成17年 4月	金融部、共済部の2部を統合し、金融共済部5課制へ、 電算室を管理部電算課へ統合し、管理部3課制へ
平成23年 4月	基幹4支所営農経済店舗、本所営農経済部、ファーマーズ野口 を統合し、営農経済センターを開設
平成24年 7月	管内を加古川市に変更
平成25年 4月	総合企画室を設置、管理部電算課を総合企画室へ統合し、管理部2課制へ、監査企画室を監査室へ、金融共済部企画推進課を 推進課へ名称変更
平成28年 4月	「JA会館（本所・野口支所）・資産管理センター」オープン
平成31年 4月	金融共済部審査管理課を総合企画室へ統合し、金融共済部4課 制へ
令和 2年10月	「平岡支所」オープン
11月	「ファーマーズ平岡」一時廃止
令和 3年 4月	総合企画室に、総合企画課、審査管理課を新設し2課制へ 金融共済部に、資金運用課を新設し5課制へ 営農経済部において、助けあい事務局を営農生活課へ統合

2. 機構図

(令和3年4月1日現在)



3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
正組合員	2,013	2,053	△40
個 人	2,012	2,052	△40
法 人	1	1	—
准組合員	11,605	11,464	141
個 人	11,591	11,450	141
法 人	14	14	—
合 計	13,618	13,517	101

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
ファーマーズ運営協議会	111

5. 地区一覧

加古川市	野口町	……	本 所
			営農経済センター、ファーマーズ野口
			資産管理センター
			野口支所、北野支所
	平岡町	……	平岡支所、土山支所
	尾上町	……	尾上支所、くみあい保育園、ファーマーズ尾上
	別府町	……	別府支所

6. 役員構成（役員一覧）

（令和3年3月末現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	岩 坂 嘉 邦	理 事	樋 口 満
代 表 理 事 常 務	伊 藤 睦 彦	理 事	山 本 一 彦
常 務 理 事	大 篠 育 生	理 事	角 尾 嘉 則
理 事	松 本 和 則	理 事	堀 川 龍 明
理 事	中 川 豊 彦	理 事	大 谷 由 美 子
理 事	松 野 明	理 事	和 田 敦 子
理 事	岸 本 昌 三	常 勤 監 事	福 澤 高 志
理 事	山 本 和 生	監 事	糀 谷 利 明
理 事	黒 田 育 利	監 事	山 本 孝
理 事	松 本 尚 敏	員 外 監 事	真 島 隆

7. 職員数

（単位：名）

区 分	男 性	女 性	合 計
一 般 職 員	68（ 2 ）	46（ 8 ）	114（ 10 ）
営農指導員	2（ 0 ）	0（ 0 ）	2（ 0 ）
生活指導員	0（ 0 ）	1（ 0 ）	1（ 0 ）
合 計	70（ 2 ）	47（ 8 ）	117（ 10 ）

（注）（ ）は常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和3年4月1日現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本 所	野口町野口 55-1	079-421-3738	
資産管理センター	野口町野口 55-1	079-422-3773	
営農経済センター	野口町野口 38-1	079-422-7244	
野 口 支 所	野口町野口 55-1	079-423-5121	A T M 2 台
北 野 支 所	野口町北野 1154-6	079-426-5557	A T M 1 台
平 岡 支 所	平岡町西谷 206	079-424-0151	A T M 2 台
土 山 支 所	平岡町土山 1146-3	078-942-1138	A T M 1 台
尾 上 支 所	尾上町長田 205-1	079-421-3312	A T M 2 台
別 府 支 所	別府町石町 77	079-435-1019	A T M 2 台
くみあい保育園	尾上町長田 201-4	079-424-6134	
ファーマーズ野口	野口町野口 38-1	079-422-7244	
ファーマーズ尾上	尾上町長田 205-1	079-423-0881	

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	225,287,644	218,105,349
(1) 現金	289,683	246,453
(2) 預金	203,142,830	197,922,626
系統預金	203,141,064	197,921,090
系統外預金	1,765	1,535
(3) 有価証券	10,092,000	7,643,724
国債	8,982,260	6,644,320
地方債	1,109,740	999,403
(4) 貸出金	10,689,231	11,222,208
(5) その他の信用事業資産	1,212,735	1,208,292
未収収益	25,257	31,031
その他の資産	1,187,477	1,177,261
(6) 貸倒引当金	△138,835	△137,956
2 共済事業資産	11,221	7,319
3 経済事業資産	33,483	40,412
(1) 経済事業未収金	8,803	14,653
(2) 棚卸資産	24,405	25,501
購買品	7,179	6,499
買取販売品	12,580	16,034
その他の棚卸資産	4,645	2,968
(3) その他の経済事業資産	301	303
(4) 貸倒引当金	△26	△46
4 雑資産	131,990	131,656
(1) 雑資産	132,031	131,711
(2) 貸倒引当金	△41	△55
5 固定資産	1,052,334	905,134
(1) 有形固定資産	1,052,334	905,134
建物	1,604,815	1,514,978
機械装置	36,795	36,549
土地	372,921	372,921
建設仮勘定	9,708	8,796
その他の有形固定資産	164,566	178,940
減価償却累計額(控除)	△1,136,471	△1,207,052
6 外部出資	6,938,720	6,278,250
(1) 系統出資	6,882,573	6,222,553
(2) 系統外出資	56,147	55,697
7 繰延税金資産	147,086	165,716
資 産 の 部 合 計	233,602,482	225,633,839

(単位：千円)

科 目	令和２年度 (令和３年３月31日)	令和元年度 (令和２年３月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	223,344,918	215,661,927
(1) 貯金	223,050,851	215,332,743
(2) その他の信用事業負債	294,067	329,183
未払費用	117,625	140,631
その他の負債	176,441	188,552
2 共済事業負債	426,319	460,715
(1) 共済資金	269,024	302,846
(2) 未経過共済付加収入	153,443	154,556
(3) その他の共済事業負債	3,851	3,313
3 経済事業負債	22,229	27,844
(1) 経済事業未払金	9,133	13,359
(2) 経済受託債務	12,748	13,659
(3) その他の経済事業負債	346	825
4 雑負債	238,732	175,406
(1) 未払法人税等	85,628	92,637
(2) 資産除去債務	—	13,000
(3) その他の雑負債	153,103	69,769
5 諸引当金	791,717	789,992
(1) 賞与引当金	56,944	55,719
(2) 退職給付引当金	605,726	581,611
(3) 役員退職慰労引当金	25,226	43,016
(4) 特例業務負担金引当金	103,821	109,646
負 債 の 部 合 計	224,823,917	217,115,887
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	8,488,402	8,339,780
(1) 出資金	513,670	518,095
(2) 資本準備金	969,361	969,361
(3) 利益剰余金	7,011,710	6,856,284
利益準備金	1,110,000	1,110,000
その他の利益剰余金	5,901,710	5,746,284
信用事業基盤強化積立金	713,000	613,000
施設整備積立金	524,000	565,000
有価証券価格変動積立金	100,000	100,000
経営基盤強化積立金	38,000	38,000
合併記念事業積立金	—	4,000
特別積立金	4,085,890	3,955,890
当期末処分剰余金	440,820	470,393
(うち当期剰余金)	(279,572)	(347,101)
(4) 処分未済持分	△6,340	△3,960
2 評価・換算差額等	290,162	178,171
(1) その他有価証券評価差額金	290,162	178,171
純 資 産 の 部 合 計	8,778,565	8,517,952
負債及び純資産の部合計	233,602,482	225,633,839

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和元年度
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1 事業総利益	1,580,601	1,586,051
事業収益	2,160,583	2,174,632
事業費用	579,982	588,581
(1) 信用事業収益	1,545,988	1,555,000
資金運用収益	1,518,460	1,516,796
(うち預金利息)	(1,116,017)	(1,085,930)
(うち有価証券利息配当金)	(85,908)	(85,934)
(うち貸出金利息)	(116,235)	(131,609)
(うちその他受入利息)	(200,298)	(213,321)
役務取引等収益	17,777	17,637
その他事業直接収益	832	1,716
その他経常収益	8,918	18,849
(2) 信用事業費用	363,432	351,732
資金調達費用	236,504	245,211
(うち貯金利息)	(232,606)	(241,407)
(うち給付補てん備金繰入)	(3,714)	(3,654)
(うち借入金利息)	(183)	(150)
役務取引等費用	4,405	4,622
その他経常費用	122,522	101,897
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△22,817)
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,266)	—
信用事業総利益	1,182,556	1,203,268
(3) 共済事業収益	339,350	328,373
共済付加収入	306,607	298,733
その他の収益	32,742	29,640
(4) 共済事業費用	14,964	15,135
共済推進費	6,129	5,062
共済保全費	5,758	6,008
その他の費用	3,076	4,063
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△4)
共済事業総利益	324,385	313,238
(5) 購買事業収益	166,326	190,209
購買品供給高	165,624	188,944
その他の収益	701	1,264
(6) 購買事業費用	148,054	166,907
購買品供給原価	147,008	165,328
その他の費用	1,046	1,579
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(5)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△19)	—
購買事業総利益	18,271	23,301
(7) 販売事業収益	51,704	51,158
買取販売品販売高	47,865	47,256
販売手数料	3,382	3,245
その他の収益	456	657
(8) 販売事業費用	40,133	41,267
買取販売品販売原価	37,874	38,075
その他の費用	2,259	3,191
販売事業総利益	11,570	9,891
(9) 保管事業収益	248	280
(10) 保管事業費用	8	5
保管事業総利益	240	275

科 目	令和2年度	令和元年度
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
(11) 利用事業収益	30,379	24,540
(12) 利用事業費用	4,321	3,735
利用事業総利益	26,058	20,805
(13) 宅地等供給事業収益	27,452	26,886
(14) 宅地等供給事業費用	617	603
宅地等供給事業総利益	26,835	26,282
(15) 指導事業収入	2,632	2,503
(16) 指導事業支出	11,950	13,516
指導事業収支差額	△9,317	△11,012
2 事業管理費	1,246,830	1,244,671
(1) 人件費	937,919	938,065
(2) 業務費	112,867	117,111
(3) 諸税負担金	73,575	72,977
(4) 施設費	108,873	108,669
(5) その他管理費用	13,594	7,847
事業利益	333,771	341,379
3 事業外収益	115,424	130,496
(1) 受取雑利息	85	97
(2) 受取出資配当金	71,257	69,352
(3) 賃貸料	40,810	40,821
(4) 雑収入	3,272	20,224
4 事業外費用	3,240	1,626
(1) 寄付金	105	364
(2) 賃貸費用	1,150	—
(2) 雑損失	1,999	1,259
(3) 貸倒引当金戻入益	△14	1
経常利益	445,955	470,249
5 特別損失	90,887	22,159
(1) 固定資産処分損	85,470	5,859
(2) 減損損失	5,417	—
(3) 合併記念事業費	—	16,299
税引前当期利益	355,067	448,090
法人税・住民税及び事業税	100,179	110,937
法人税等調整額	△24,684	△9,948
法人税等合計	75,495	100,989
当期剰余金	279,572	347,101
当期首繰越剰余金	120,248	90,292
施設整備積立金取崩額	41,000	17,000
合併記念事業積立金取崩額	—	16,000
当期末処分剰余金	440,820	470,393

3. 注記表

令和2年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸の種類	評価方法
購買品および買取販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てし、金額千円未満の科目については「0」、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(6) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

(追加情報)

改正された企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、今年度から新たに「事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法」に関する事項を記載しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則の改正および「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）の適用に伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 147,086千円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 5,417千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

〈資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額〉

(1) 固定資産の圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
建 物	98,597
機 械 装 置	1,173
その他の有形固定資産	23,365
合 計	123,136

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の圧縮額の累計を計上しています。

〈担保に供した資産等〉

(2) 為替決済の代用として、定期預金1,570,000千円、当座貸越契約の担保として定期預金500,000千円を兵庫県信用農業協同組合連合会に差し入れています。

〈役員に対する金銭債権の総額〉

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 33,790千円

〈貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳〉

(4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	185,247
3 カ月以上延滞債権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	185,247

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(上記1、2及び3に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に係る注記

【減損損失】

(1) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定基準や収支管理の単位を考慮し、JA全体を1つのグループिंगの単位としています。賃貸資産及び遊休資産については、物件ごとにグループングしています。

② 減損損失を計上した資産の概要と減損損失の金額

(単位:千円)

用 途	種 類	所 在 地	金 額
固 定 資 産	建 物	平岡町二俣643番1 一色793番1	5,417

③ 減損損失の認識に至った経緯

現 キリン堂 加古川平岡店は、遊休資産の有効利用として賃貸していますが、建物の老朽化に伴い、解体するため減損損失を認識しました。

④ 回収可能性価額の算定方法等

当該賃貸物件にかかる回収可能性価額については使用価値を採用しており、解体を予定しているため割引計算はしていません。

6. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として兵庫県信用農業協同組合連合会への預け金のほか、組合員等に対する貸出金、及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、ALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が75,435千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次の表に含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	203,142,830	203,149,558	6,728
有価証券	10,092,000	10,092,000	—
その他有価証券	10,092,000	10,092,000	—
貸出金（*1）	10,702,169	—	—
貸倒引当金（*2）	△ 137,718	—	—
貸倒引当金控除後	10,564,450	10,630,555	66,104
資 産 項 目 計	223,799,280	223,872,114	72,833
貯金	223,050,851	223,178,244	127,393
負 債 項 目 計	223,050,851	223,178,244	127,393

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金12,937千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	6,938,720

(＊) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	203,142,830	—	—	—	—	—
有価証券	2,000,000	1,800,000	800,000	—	—	5,100,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,000,000	1,800,000	800,000	—	—	5,100,000
貸出金（＊1、＊2、＊3）	1,095,244	818,763	731,395	625,938	581,061	6,663,300
合 計	206,238,074	2,618,763	1,531,395	625,938	581,061	11,763,300

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越246,783千円については、「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後ローンについては「5年超」に含めています。

(＊2) 貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等166,937千円は含めていません。

(＊3) 貸出金の分割実行案件のうち、一部分割実行案件6,590千円は未実行額があるため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	217,376,778	3,282,215	1,540,269	577,950	197,203	76,434

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	7,104,427	7,409,820	305,392
	地 方 債	999,456	1,109,740	110,283
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	1,585,726	1,572,440	△ 13,286
合 計		9,689,611	10,092,000	402,388

(*) 上記評価差額から繰延税金負債112,226千円を差し引いた額290,162千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国 債	200,832	832	—

(3) 従来、満期保有目的で保有していた国債、地方債（貸借対照表計上額5,792,080千円）をその他有価証券に変更しています。これは今後、予測される信用事業の収益減少を補うことを目的に、保有する有価証券の売却を選択肢として確保するため、満期保有目的の債券を売却できるように変更したものです。この変更により総資産が192,593千円増加し、繰延税金資産が53,714千円減少し、その他有価証券評価差額金が138,879千円増加しています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付引当金	581,611
② 退職給付費用	73,835
③ 退職給付の支払額	△ 30,319
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△ 19,400
⑤ 期末における退職給付引当金	605,726

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	1,118,078
② 確定給付型年金制度の積立額	△ 512,352
③ 未積立退職給付債務(①+②)	605,726
退職給付引当金	605,726

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	73,835
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退職給付費用(①+②)	73,835

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金9,371千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、106,465千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳等は、次のとおりです。
発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	賞 与 引 当 金	15,881
	退 職 給 付 引 当 金	168,937
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,035
	未 払 事 業 税	6,452
	一般貸倒引当金繰入限度超過額	317
	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	28,955
	不 在 組 合 員 出 資 金	1,683
	減 損 損 失	1,509
	未 払 費 用 健 康 保 険	919
	未 払 費 用 厚 生 年 金	1,453
	建 物 等 解 体 費 用	26,484
	小 計	259,629
	評 価 性 引 当 額	△ 317
	合 計	259,312
繰延税金負債	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 112,226
	合 計	△ 112,226
繰 延 税 金 資 産 の 純 額		147,086

- (2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法 定 実 効 税 率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.58
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.79
	事 業 分 量 配 当 金	△ 6.50
	住 民 税 均 等 割	0.17
	評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 0.05
	そ の 他	0.97
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.26

令和元年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法)により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸の種類	評価方法
購入品および買取販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てし、金額千円未満の科目については「0」、金額の全くないものは「―」で表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

(2) くみあい保育園に係る人件費等

従来、くみあい保育園に係る人件費等は、利用事業費用に計上していましたが、他事業との整合性を図るため、当事業年度より事業管理費に含めて計上しています。

なお、くみあい保育園に係る人件費は、前事業年度は29,763千円、当事業年度は29,120千円です。

3. 貸借対照表に関する注記

〈資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額〉

(1) 固定資産の圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
土 地	168,191
機 械 装 置	805
その他の有形固定資産	70
合 計	169,066

(注)平成11年4月1日以降における固定資産の圧縮額の累計を計上しています。

〈担保に供した資産等〉

(2) 為替決済の代用として、定期預金1,570,000千円、当座貸越契約の担保として定期預金500,000千円を兵庫県信用農業協同組合連合会に差し入れています。

〈役員に対する金銭債権・債務の総額〉

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 24,020千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

〈貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳〉

(4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	192,283
3 カ月以上延滞債権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	192,283

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(上記1、2及び3に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として兵庫県信用農業協同組合連合会への預け金のほか、組合員等に対する貸出金、及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、ALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%下落したものと想定した場合には、経済価値が25,934千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次の表に含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	197,922,626	197,942,493	19,867
有価証券	7,643,724	7,890,780	247,055
満期保有目的の債券	5,599,764	5,846,820	247,055
その他有価証券	2,043,960	2,043,960	—
貸出金 (*1)	11,239,291	—	—
貸倒引当金 (*2)	△ 136,528	—	—
貸倒引当金控除後	11,102,763	11,192,023	89,259
資 産 項 目 計	216,669,114	217,025,297	356,183
貯金	215,332,743	215,478,805	146,062
負 債 項 目 計	215,332,743	215,478,805	146,062

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金17,082千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	6,278,250

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	197,777,916	144,710	—	—	—	—
有価証券	200,000	2,000,000	1,800,000	800,000	—	2,600,000
満期保有目的の債券	—	2,000,000	1,600,000	800,000	—	1,200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	200,000	—	200,000	—	—	1,400,000
貸出金(*1, *2, *3)	1,177,160	814,496	786,110	644,842	597,091	7,026,747
合 計	199,155,077	2,959,206	2,586,110	1,444,842	597,091	9,626,747

(*1) 貸出金のうち、当座貸越317,332千円については、「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等173,452千円は含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、一部分割実行案件2,300千円は未実行額があるため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	206,660,481	5,314,481	2,495,215	407,700	390,799	64,065

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	4,600,360	4,731,180	130,819
	地 方 債	999,403	1,115,640	116,236
合 計		5,599,764	5,846,820	247,055

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	1,796,877	2,043,960	247,082

(*) 上記評価差額から繰延税金負債68,911千円を差し引いた額178,171千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付引当金	557,622
② 退職給付費用	75,366
③ 退職給付の支払額	△ 30,980
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△ 20,396
⑤ 期末における退職給付引当金	581,611

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	1,074,003
② 確定給付型年金制度の積立額	△ 492,391
③ 未積立退職給付債務(①+②)	581,611
退職給付引当金	581,611

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	75,366
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退職給付費用(①+②)	75,366

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金9,310千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、112,501千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳等は、次のとおりです。
発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	賞 与 引 当 金	15,540
	退 職 給 付 引 当 金	162,211
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,997
	未 払 事 業 税	6,880
	一般貸倒引当金繰入限度超過額	407
	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	30,580
	不 在 組 合 員 出 資 金	1,779
	資 産 除 去 債 務	3,625
	未 払 費 用 健 康 保 険	890
	未 払 費 用 厚 生 年 金	1,421
	そ の 他	114
	小 計	235,449
	評 価 性 引 当 額	△522
	合 計	234,927
繰延税金負債	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△68,911
	そ の 他	△298
	合 計	△69,210
繰 延 税 金 資 産 の 純 額		165,716

- (2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：％)

項 目		当 期 末
法 定 実 効 税 率		27.88
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.52
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.15
	事 業 分 量 配 当 金	△ 6.44
	住 民 税 均 等 割	0.13
	そ の 他	1.59
税効果会計適用後の法人税等の負担率		22.53

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和元年度
1. 当期末処分剰余金	440,820,575	470,393,778
2. 任意積立金（合併記念事業積立金） 取崩額	—	4,000,000
計	440,820,575	474,393,778
3. 剰余金処分額	323,072,291	354,145,346
(1) 任意積立金 （うち信用事業基盤強化積立金） （うち特別積立金） （うち施設整備積立金）	220,000,000 (100,000,000) (100,000,000) (20,000,000)	230,000,000 (100,000,000) (130,000,000) (—)
(2) 出資配当金	20,249,038	20,515,271
(3) 事業分量配当金	82,823,253	103,630,075
4. 次期繰越剰余金	117,748,284	120,248,432

(注) 1. 出資配当は、出資金に対し次の配当割合です。

出資金に対する配当の割合

(令和2年度 4%、令和元年度 4%)

2. 事業分量配当金の基準は、次の通りです。

(令和2年度) 事業分量配当金は、以下の割合で「J A加古川南利用券」を交付します。

・受託販売品のファーマーズ（野菜等）販売額に対し5%、買取販売品の出荷米1袋（30kg）
に対し100円、定期貯金の年間平均残高に対し0.06%

(令和元年度) 事業分量配当金は、以下の割合でJ Aフェスティバルの利用券を交付します。

・定期貯金の年間平均残高に対し0.08%

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(令和2年度 18,000,000円、令和元年度 18,000,000円)

4. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等は以下のとおりです。

(単位：千円)

種 類	積立目的	取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤 強化積立金	信用事業の基盤強化に必要な資金を積み立てる。	信用事業総利益が前年度に比べ大幅に減少した場合等、信用事業の基盤に重大な影響が発生した場合に相当額を取り崩すことができる。	期末貯金残高の1000分の5とする。	713,000
施設整備積立金	施設の新築、改築（建替え含む）、大規模な改装、修繕及び解体に要する資金を積み立てる。	当該施設の新築、改築（建替え含む）、改装、修繕及び解体を実施した日の属する決算において、当該年度の支出の相当額を参酌の上、取り崩すことができる。	6億円とする。	524,000
有価証券価格 変動積立金	有価証券の価格変動リスク及び売買時における損失発生に備えるため積み立てる。	有価証券価格変動リスクにより、計画した当期剰余金に対し20%以上の影響を与える場合は、当該損失額相当額を取り崩すことができる。	1億円とする。	100,000
経営基盤 強化積立金	新たな会計基準の採用、会計基準の変更及び社会保険制度の変更等による損失の発生に備えるために積み立てる。	新たな会計基準の採用、会計基準の変更及び社会保険制度の変更等により、重大な損失が生じた場合に損失相当額を取り崩すことができる。	5千万円とする。	38,000

※1. 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てています。

2. 目的積立金の積立目的と取崩基準の下線部は、新たに見直した部分です。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月30日

加古川市南農業協同組合
代表理事組合長 岩坂 嘉邦

6. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和2年度	令和元年度
	（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	355,067	448,090
減価償却費	37,456	47,465
減損損失	5,417	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	845	△65,063
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,225	△218
退職給付引当金の増減額（△は減少）	24,114	23,989
その他引当金等の増減額（△は減少）	△23,615	△3,534
信用事業資金運用収益	△1,318,009	△1,303,490
信用事業資金調達費用	236,504	245,211
共済貸付金利息	—	0
共済借入金利息	—	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△71,342	△69,450
有価証券関係損益（△は益）	△936	15
固定資産処分損益（△は益）	297,567	5,859
外部出資関係損益（△は益）	1,999	—
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	532,977	83,398
預金の純増（△）減	△5,199,000	△9,993,000
貯金の純増減（△）	7,718,107	10,589,910
その他の信用事業資産の純増（△）減	25,482	46,224
その他の信用事業負債の純増減（△）	△12,807	23,838
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減	—	1,300
共済借入金の純増減（△）	—	△1,300
共済資金の純増減（△）	△33,821	△664,411
未経過共済付加収入の純増減（△）	△1,112	2,383
その他の共済事業資産の純増（△）減	△3,901	1,886
その他の共済事業負債の純増減（△）	538	576
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	5,850	△2,176
棚卸資産の純増（△）減	1,096	△3,005
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△4,225	404
経済受託債務の純増減（△）	△910	△288
その他の経済事業資産の純増（△）減	1	0
その他の経済事業負債の純増減（△）	△479	338
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	△320	△65,255
その他の負債の純増減（△）	84,669	△9,076
未払消費税等の増減（△）額	△1,334	1,508
信用事業資金運用による収入	1,288,091	1,255,024
信用事業資金調達による支出	△258,820	△261,410
共済貸付金利息による収入	—	29
共済借入金利息による支出	—	△29
事業分量配当金の支払額	△103,630	△112,205
小 計	3,582,745	223,540
雑利息及び出資配当金の受取額	71,342	69,450
法人税等の支払額	△107,188	△97,417
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,546,898	195,573

科 目	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	令和元年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,492,865	—
有価証券の売却による収入	200,832	199,963
有価証券の償還による収入	—	599,951
固定資産の取得による支出	△415,699	△18,082
固定資産の処分による支出	△73,644	△5,708
固定資産の売却による収入	1,702	—
資産除去債務の履行による支出	△13,000	—
外部出資による支出	△662,470	△973,480
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,455,144	△197,355
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	16,860	16,405
出資の払戻しによる支出	△21,285	△23,035
持分の取得による支出	△4,735	△3,960
持分の譲渡による収入	2,355	2,405
出資配当金の支払額	△20,515	△20,842
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,320	△29,027
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	64,434	△30,810
6 現金及び現金同等物の期首残高	248,369	279,179
7 現金及び現金同等物の期末残高	312,803	248,369

キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、および通知預金であります。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和2年度)	(令和元年度)
現金および預金勘定	203,432,513 千円	198,169,079 千円
別段預金及び定期性預金	△203,119,710 千円	△197,920,710 千円
現金および現金同等物	312,803 千円	248,369 千円

7. 部門別損益計算書

(令和2年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,164,084	1,545,988	339,350	96,293	179,895	2,555	
事業費用 ②	583,482	363,432	14,964	77,429	121,644	6,012	
事業総利益③ (①－②)	1,580,601	1,182,556	324,385	18,864	58,251	△3,456	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤)	1,246,830 (38,188)	659,118 (18,118)	318,450 (7,173)	82,392 (3,480)	133,442 (4,479)	53,425 (4,936)	
うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費⑦)		288,299 (15,293)	114,440 (6,070)	40,572 (2,152)	59,147 (3,137)	25,899 (1,373)	▲528,359 (▲28,027)
事業利益 ⑧ (③－④)	333,771	523,437	5,935	△63,528	△75,190	△56,882	
事業外収益 ⑨	115,424	62,981	25,000	8,863	12,921	5,657	
うち共通分 ⑩		62,981	25,000	8,863	12,921	5,657	▲115,424
事業外費用 ⑪	3,240	1,768	701	248	362	158	
うち共通分 ⑫		1,768	701	248	362	158	▲3,240
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	445,955	584,651	30,233	△54,913	△62,632	△51,383	
特別利益 ⑭	－	－	－	－	－	－	
うち共通分 ⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失 ⑯	90,887	49,592	19,685	6,979	10,174	4,455	
うち共通分 ⑰		49,592	19,685	6,979	10,174	4,455	▲90,887
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	355,067	535,058	10,547	△61,893	△72,806	△55,838	
営農指導事業分配賦額 ⑲		41,685	11,434	664	2,053	▲55,838	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	355,067	493,372	△886	△62,558	△74,860		

※ ①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 [人頭割＋人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)＋事業総利益割]の平均値
- (2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：％)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他事業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	54.56	21.66	7.67	11.19	4.90	100.00
営 農 指 導 事 業	74.65	20.47	1.19	3.67		100.00

8. 会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益（事業収益）	1,493	1,490	1,492	1,586	1,580
信用事業収益	1,093	1,106	1,115	1,203	1,182
共済事業収益	359	337	343	313	324
農業関連事業収益	14	18	18	16	18
その他事業収益	31	32	20	57	58
経常利益	439	419	448	470	445
当期剰余金	341	340	269	347	279
出資金 （出資口数）	528 (105,749)	527 (105,559)	524 (104,945)	518 (103,619)	513 (102,734)
純資産額	8,028	8,217	8,348	8,517	8,778
総資産額	198,560	206,910	215,489	225,633	233,602
貯金等残高	188,683	196,859	204,742	215,332	223,050
貸出金残高	12,105	11,556	11,305	11,222	10,689
有価証券残高	9,828	9,499	8,494	7,643	10,092
剰余金配当金額	128	131	133	123	103
出資配当額	20	20	20	20	20
特別配当額 （事業利用分量配当額）	107	110	112	103	82
職員数	112	113	113	112	117
単体自己資本比率	14.08	13.79	13.04	12.48	12.26

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取扱いを行っていません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
資金運用収支	1,281	1,271	10
役務取引等収支	13	13	0
その他信用事業収支	△112	△81	△31
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,182 (0.536)	1,203 (0.566)	△20 (△0.029)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,737 (0.757)	1,715 (0.778)	22 (△0.020)
事業純益	491		
実質事業純益	491		
コア事業純益	490		
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	490		

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益
－その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産平均残高×100
3. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益
－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用
＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金
＋金銭の信託運用見合費用
4. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
5. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
6. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
7. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
8. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

３．資金運用収支の内訳

(単位：百万円、％)

項 目	令和２年度			令和元年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	219,792	1,518	0.690	211,960	1,516	0.715
うち預金	200,650	1,316	0.656	192,801	1,299	0.674
うち有価証券	8,136	85	1.055	7,682	85	1.106
うち貸出金	11,005	116	1.056	11,476	131	1.142
資金調達勘定	218,420	236	0.108	209,599	245	0.117
うち貯金・定期積金	218,394	236	0.108	209,570	245	0.117
うち借入金	26	0	0.695	29	0	0.512
総資金利ざや	—	—	0.412	—	—	0.415

- (注) １．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
 ２．資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

４．受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和２年度増減額	令和元年度増減額
受 取 利 息	1	34
うち預金	17	48
うち有価証券	0	△15
うち貸出金	△15	1
支 払 利 息	△8	△8
うち貯金・定期積金	△8	△7
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差 引	10	42

- (注) １．増減額は前年度対比です。
 ２．受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
流 動 性 貯 金	46,797 (21.4)	41,566 (19.8)	5,231
定 期 性 貯 金	171,589 (78.5)	168,001 (80.1)	3,588
そ の 他 の 貯 金	20 (0.0)	18 (0.0)	1
計	218,406 (100.0)	209,586 (100.0)	8,820
譲 渡 性 貯 金	－ (－)	－ (－)	－
合 計	218,406 (100.0)	209,586 (100.0)	8,820

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
定期貯金	169,254 (97.0)	166,992 (97.0)	2,261
うち固定金利定期	169,250 (99.9)	166,967 (99.9)	2,282
うち変動金利定期	3 (0.0)	24 (0.0)	△20

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
手 形 貸 付	－ (－)	－ (－)	－
証 書 貸 付	10,194 (92.6)	10,417 (90.7)	△223
当 座 貸 越	258 (2.3)	367 (3.1)	△108
割 引 手 形	－ (－)	－ (－)	－
金 融 機 関 貸 付	553 (5.0)	693 (6.0)	△139
合 計	11,006 (100.0)	11,477 (100.0)	△471

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和２年度	令和元年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	844 (7.8)	882 (7.8)	△38
変 動 金 利 貸 出	9,844 (92.0)	10,339 (92.1)	△495
合 計	10,689 (100.0)	11,222 (100.0)	△533

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和２年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	424	528	△104
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	4,215	4,607	△392
その他担保物	—	—	—
小 計	4,639	5,135	△496
農業信用基金協会保証	4,157	3,991	166
その他保証	1,473	1,536	△63
小 計	5,630	5,527	103
信用	420	560	△140
合 計	10,689	11,222	△533

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和２年度	令和元年度	増 減
設備資金	9,415 (88.0)	9,800 (87.3)	△385
運転資金	1,271 (11.8)	1,421 (12.6)	△150
合 計	10,689 (100.0)	11,222 (100.0)	△533

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和２年度	令和元年度	増 減
農業	57 (0.5)	68 (0.6)	△11
林業	— —	— —	—
水産業	— —	— —	—
製造業	110 (1.0)	119 (1.0)	△8
鉱業	10 (0.0)	10 (0.0)	—
建設・不動産業	164 (1.4)	163 (1.4)	1
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (0.0)	4 (0.0)	△2
運輸・通信業	111 (1.0)	126 (1.2)	△14
金融・保険業	517 (4.8)	625 (5.5)	△107
卸売・小売・サービス業・飲食業	95 (0.8)	96 (0.8)	△1
地方公共団体	— —	— —	—
非営利法人	— —	— —	—
その他	9,618 (89.9)	10,006 (89.1)	△388
合 計	10,689 (100.0)	11,222 (100.0)	△533

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
農業	10	12	△1
穀作	5	6	0
野菜・園芸	5	6	0
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	—	—	—
農業関連団体等	—	—	—
合 計	10	12	△1

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
プロパー資金	10	12	△1
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合 計	10	12	△1

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	185	192	△7
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	185	192	△7
うち担保・保証付債権 (B)	81	92	△10
担保・保証控除後債権額 (C)	105	102	△3
個別計上貸倒引当金残 (D)	105	102	△3
差 引 額 (E) = (C) - (D)	—	—	—
一般計上貸倒引当金残高	33	35	△2

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 担保・保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出金残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

6. 個別計上貸倒引当金残高

リスク管理債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

7. 担保・保証控除後債権額

リスク管理債権合計額から、担保・保証付債権額を控除した貸出金残高です。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円、%)

債権区分	令和2年度	令和元年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	187	194
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小 計 (A)	187	194
保全額 (合計) (B)	187	194
担 保	81	91
保 証	0	0
引 当	105	102
保全率 (B/A)	100	100
正常債権	10,510	11,036
合 計	10,697	11,231

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	35	33	—	35	33	36	35	—	36	35
個別貸倒引当金	102	105	0	101	105	166	102	42	124	102
合 計	138	138	0	137	138	203	138	42	160	138

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和元年度
貸出金償却額	—	—

対象債権	信用事業総と信		信用事業以外の与信	
	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権
	破綻先		破綻先債権	
	実質破綻先		延滞債権	
	破綻懸念先		3か月以上延滞債権	
要 注 意 先	要管理先		貸出条件緩和債権	
	その他要注意先			
	正常先			

- 破綻先**
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先**
法的・形式的な経営破綻の事実には発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先**
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先**
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
i 3か月以上延滞債権
ii 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
iii 貸出条件緩和債権
iv 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先**
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先**
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権**
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）
- 正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権
- 破綻先債権**
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 延滞債権**
元本又は利息の不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を割予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権**
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権**
債務者の経営再建を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和2年度		令和元年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	6,883	158,133	7,477	140,764
	金 額	16,914	38,985	15,612	36,575
代金取立為替	件 数	—	2	1	1
	金 額	—	6	1	2
雑 為 替	件 数	243	53	261	69
	金 額	22	9	38	11
合 計	件 数	7,206	159,090	7,814	141,752
	金 額	16,937	39,001	15,652	36,590

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
国 債	7,137	6,683	453
地 方 債	999	999	0
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	8,136	7,682	453

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
令和2年度								
国 債	2,014	2,644	—	—	464	3,858	—	8,982
地 方 債	—	—	—	216	214	678	—	1,109
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度								
国 債	202	3,809	788	—	—	1,832	—	6,644
地 方 債	—	—	—	—	399	599	—	999
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—	4,600	4,731	130
	地 方 債	—	—	—	999	1,115	116
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	5,599	5,846	247
時価が貸借 対照表計上 額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	5,599	5,846	247

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和元年度		
		取 得 原 価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額	取 得 原 価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	7,104	7,409	305	1,796	2,043	247
	地方債	999	1,109	110	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,103	8,519	415	1,796	2,043	247
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	1,585	1,572	△13	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,585	1,572	△13	—	—	—
合 計		9,689	10,092	402	1,796	2,043	247

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位：百万円)

種 類		令和2年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	2,394	70,398	1,514	72,958
	定期生命共済	76	1,228	68	1,212
	養老生命共済	318	14,037	270	15,036
	うちこども共済	287	6,609	247	6,661
	医療共済	52	2,638	71	2,832
	がん共済	—	281	—	297
	定期医療共済	—	287	—	324
	介護共済	349	2,005	204	1,703
	年金共済	—	94	—	124
建物更生共済		7,114	90,215	10,638	92,961
合 計		10,304	181,186	12,768	187,450

(注) 1. 「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金（付加された定期特約金額等を含む。）とし、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。）です。

2. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済種類について、合算して記載しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和2年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		1	19	0	19
がん共済		0	6	0	6
定期医療共済		—	0	—	1
合 計		1	26	1	26

(注)「金額」欄は、入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	367	2,460	216	2,148
生活障害共済（一時金型）	401	1,418	531	1,036
生活障害共済（定期年金型）	25	92	26	70
特定重度疾病共済	174	175		

(注) 「保有高」欄は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	734	4,104	673	3,477
年金開始後	—	982	—	1,036
合 計	734	5,087	673	4,513

(注) 「金額」欄は、年金年額（予定利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	15,508	12	15,832	13
自動車共済		155		155
傷害共済	2,455	2	5,231	2
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		18		20
合 計		190		193

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 購買事業

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	25,278	4,502	25,601	4,258
農 薬	9,952	1,475	10,161	1,536
飼 料	38	5	43	6
農業機械	991	57	288	25
自 動 車	—	—	—	—
燃 料	—	—	—	—
そ の 他	7,670	1,089	7,579	1,113
合 計	43,931	7,130	43,673	6,940

(2) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
食 品	19,208	3,385	22,514	4,116
衣 料 品	1,001	148	580	83
耐久消費財	30,628	2,638	47,048	4,664
日用保健雑貨	15,820	1,685	13,638	1,457
家庭燃料	—	—	140	34
そ の 他	55,035	3,650	61,347	6,349
合 計	121,693	11,508	145,271	16,706

4. 販売事業

(1) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,610	42	2,264	74
麦・豆・雑穀	—	—	—	—
野 菜	36,739	3,339	34,569	3,171
果 実	—	—	—	—
花き・花木	—	—	—	—
畜 産 物	—	—	—	—
林 産 物	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	38,349	3,382	36,834	3,245

(2) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	47,865	9,990	47,256	9,180
合計	47,865	9,990	47,256	9,180

5. 保管事業

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収益	保 管 料	—	—
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	248	280
	計	248	280
費用	倉 庫 材 料 費	—	—
	倉 庫 労 務 費	—	—
	そ の 他 の 費 用	8	5
	計	8	5

6. 利用事業

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収 益	保 育 料	23,033	17,493
	そ の 他	7,346	7,046
	計	30,379	24,540
費 用	管 理 料	313	55
	そ の 他	4,008	3,680
	計	4,321	3,735

7. 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収 益	手 数 料	27,452	26,886
	そ の 他	—	—
	計	27,452	26,886
費 用	雑 費	617	603
	そ の 他	—	—
	計	617	603

8. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収 入	実 費 収 入	77	119
	そ の 他	2,555	2,384
	計	2,632	2,503
支 出	指 導 支 出	11,950	13,516
	そ の 他	—	—
	計	11,950	13,516

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
総資産経常利益率	0.194	0.213	△0.018
資本経常利益率	5.395	5.840	△0.444
総資産当期純利益率	0.121	0.157	△0.035
資本当期純利益率	3.382	4.310	△0.928

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減
貯貸率	期 末	4.586	5.212	△0.624
	期中平均	5.039	5.476	△0.436
貯証率	期 末	4.330	3.550	0.780
	期中平均	3.725	3.666	0.059

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,385	8,215
うち、出資金及び資本準備金の額	1,483	1,487
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,011	6,856
うち、外部流出予定額 (△)	103	124
うち、上記以外に該当するものの額	△6	△3
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	33	35
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	33	35
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,418	8,251
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	令和 2 年度	令和元年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形 固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当する ものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形 固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額（（イ）—（ロ）） (ハ)	8,418	8,251
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	65,526	63,013
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れる額の合計額	△632	△844
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	632	844
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差 額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセント で除して得た額	3,111	3,057
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	68,638	66,070
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.26	12.48

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和2年度			令和元年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	289	—	—	246	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,703	—	—	6,407	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,001	—	—	1,001	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	203,147	40,629	1,625	197,933	39,586	1,583
	法人等向け	71	29	1	115	70	2
	中小企業等向け及び個人向け	710	166	6	778	195	7
	抵当権付住宅ローン	2,244	769	30	2,576	885	35
	不動産取得等事業向け	1,036	1,027	41	726	721	28
	三月以上延滞等	83	114	4	93	124	4
	取立未済手形	43	8	0	29	5	0
	信用保証協会等保証付	4,159	410	16	3,999	395	15
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

出資等	89	89	3	88	88	3
（うち出資等のエクスポージャー）	89	89	3	88	88	3
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,768	22,912	916	11,497	21,784	871
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,271	18,178	727	6,752	16,881	675
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	258	647	25	234	586	23
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,238	4,086	163	4,510	4,316	172
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—

	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	632	25	—	844	33
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	233,347	65,526	2,621	225,493	63,013	2,520
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	233,347	65,526	2,621	225,493	63,013	2,520
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
	3,111	124		3,057		122	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
	68,638	2,745		66,070		2,642	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 上記以外)には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額
8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

		令和2年度					令和元年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	233,453	10,708	9,704	—	188	225,595	11,252	7,409	—	195
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		233,453	10,708	9,704	—	188	225,595	11,252	7,409	—	195
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	54	54	—	—	—	66	66	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	210,462	421	—	—	—	204,715	562	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	106	17	—	—	—	139	51	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,704	—	9,704	—	—	7,409	—	7,409	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別残高計		233,453	10,708	9,704	—	188	225,595	11,252	7,409	—	195
	1年以下	205,334	183	2,002	—		198,332	198	200	—	
	1年超3年以下	2,993	389	2,604	—		4,190	383	3,806	—	
	3年超5年以下	415	415	—	—		1,200	399	800	—	
	5年超7年以下	678	477	200	—		579	579	—	—	
	7年超10年以下	1,522	921	601	—		1,413	1,012	400	—	
	10年超	12,233	7,938	4,295	—		10,414	8,213	2,201	—	
	期限の定めのないもの	10,275	382	—	—		9,465	466	—	—	
残存期間別残高計		233,453	10,708	9,704	—		225,595	11,252	7,409	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和2年度						令和元年度					
		期首残高	期中増額	期中減額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増額	期中減額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		35	33	—	35	33		36	35	—	36	35	
個別貸倒引当金		102	105	0	101	105		166	102	42	124	102	
	国 内	102	105	0	101	105		166	102	42	124	102	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地 域 別 計	102	105	0	101	105		166	102	42	124	102	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		102	105	0	101	105	—	166	102	42	124	102	—
業 種 別 計		102	105	0	101	105	—	166	102	42	124	102	—

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和元年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウエイト 0%	—	10,518	10,518	—	8,255	8,255
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	4,109	4,109	—	3,952	3,952
	リスク・ウエイト 20%	—	203,545	203,545	—	198,312	198,312
	リスク・ウエイト 35%	—	2,199	2,199	—	2,529	2,529
	リスク・ウエイト 50%	—	110	110	—	111	111
	リスク・ウエイト 75%	—	128	128	—	167	167
	リスク・ウエイト 100%	—	5,663	5,663	—	5,768	5,768
	リスク・ウエイト 150%	—	68	68	—	73	73
	リスク・ウエイト 250%	—	7,108	7,108	—	6,424	6,424
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	233,453	233,453	—	225,595	225,595

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	45	—	—
中小企業等向け及び個人向け	61	351	—	77	345	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	57	3	—	60	4	—
合 計	119	355	—	182	350	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基き、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	6,938	6,938	6,278	6,278
合 計	6,938	6,938	6,278	6,278

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	1	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点 特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	369	—	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	2	7
3	スティープ化	640	255		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	640	255	2	7
		令和2年度		令和元年度	
8	自己資本の額	8,418		8,251	

(用語説明)

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

<開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	30
2	理事及び監事の氏名及び役職名	32
3	会計監査人の氏名又は名称	58
4	事務所の名称及び所在地	33
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	33
6	主要な業務の内容	18～28
7	事業の概況	5～ 6
8	直近 5 事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	59
9	直近 2 事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	62～72
10	リスク管理の体制	13～14
11	法令遵守の体制	15
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	11
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15～16
14	直近 2 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	34～54
15	直近 2 事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	66
16	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項	67
17	直近 2 事業年度の自己資本の充実の状況	79～83
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	70～72
19	直近 2 事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	68
20	直近 2 事業年度の貸出金償却の額	68
21	法第37条の 2 第 3 項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	58